

筑前町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 筑前町
事 業 名	: 公共下水道事業
策 定 日	: 平成 28 年 12 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (15年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適(平成30年4月1日法適予定)
処理区域内人口密度	34.2(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有:宝満川上流流域下水道に接続 (一部単独公共下水道)
処 理 区 数	2処理区(宝満川上流流域処理区、三輪中央処理区)		
処 理 場 数	1箇所(三輪中央浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当ありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭の使用料は、世帯割額と世帯人員割額の合計とし、世帯人員は、使用月の初日に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている人員とします。(筑前町下水道条例第25条第2項第1号及び第26条第1項) ※世帯割額:1,512円/世帯(税込み)、人員割額:756円/人(税込み) 例)4人家族の場合:1,512円+(756円×4人)=4,536円(月額)となります。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭以外の使用料は、基本使用料及び排出量使用料の合計とします。(筑前町下水道条例第25条第2項第2号) 排出量については、各事業所等に設置する量水器を毎月検針し、前月値からの増加排出量分を当該月分として認定します。 ※基本使用料:2,160円/事業所(税込み)、排水量使用料:151円/m ³ (税込み) 例)20m ³ 使用した場合:2,160円+(151円×20m ³)=5,180円(月額)となります。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当ありません。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,675 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,350 円
	平成26年度	3,780 円		平成26年度	3,391 円
	平成27年度	3,780 円		平成27年度	3,505 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年4月1日現在、上下水道課長以下12名で構成されています。うち下水道事業担当職員は5名です。 ※5名のうち下水道管理係(損益勘定所属職員)3名、工務係(資本勘定所属職員)2名
事 業 運 営 組 織	<p>下水道事業は、旧三輪町及び旧夜須町で各々事業認可を得て平成4年及び平成6年から事業着手しており、この間処理場の建設、又、管路等の施設整備を行ってきました。市町村合併以降、平成17年からは筑前町下水道課として、課長以下10名で組織され、下水道整備の進捗を図りながら、普及率の向上に努めてきました。その後、平成26年に上水道の整備・普及に伴い、水道課と業務統合し、上下水道課として再編成しました。</p> <p>【現在の組織図】</p> <pre> graph LR A[上下水道課長(1)] --- B[工務係長(1)] A --- C[下水道管理係長(1)] A --- D[上水道管理係長(1)] B --- E[工務係員(4)] C --- F[下水道管理係員(2)] D --- G[上水道管理係員(2)] </pre> <p>()内は職員数</p>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	三輪中央浄化センター等の管理業務を委託しています。 【業務内容】 ①浄化センター 保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験業務、その他事務等。 ②マンホール中継ポンプ 保守点検業務、清掃業務。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>1. 経営の健全性・効率性について</p> <p>【収益的収支比率】 区域内整備の進捗に伴い、水洗化人口が増加し料金収入が向上したことで平成24年には80%代に回復しています。しかしながら、施設等維持管理費の増加に伴い、翌年度より右肩下がりに転じている状況です。今後も引き続き、企業債償還金並びに施設老朽化に伴う修繕料は増加傾向にある中で、一般会計からの繰入金はやむを得ない状況です。</p> <p>【経費回収率】 類似団体平均値を上回っていますが、回収率100%に近づけるべく、更なる経費削減に取り組みながら、計画的な維持補修による投資の平準化を図ります。併せて、下水道施設使用料収納率を向上させ、安定した財源確保に努めます。</p> <p>【全体総括】 未整備地区(農地等)を残し、面整備は平成26年度を以て概成していますが、施設の維持管理費は増加傾向にあります。継続して安定した下水道サービスを提供するためには、その支出を抑制する必要があり、「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、段階的に整備を行うことで、投資の平準化を図ります。又、経費負担の基本原則、独立採算の考えに立ち、引き続き施設使用料徴収率の向上に努め、安定した財源を確保しながら健全かつ効率的な下水道事業経営を目指します。</p>
--

2. 経営の基本方針

●経営理念「下水道整備による快適かつ安心・安全なまちづくりへの貢献」

●経営の基本方針

【快適な生活環境の構築】

・下水道処理人口普及率の向上

本町の下水道処理人口普及率は平成26年度末で89.8%と全国及び福岡県平均と比較して高い水準にあります。引き続き、処理区域内における未整備地区(農地等)の宅地化に伴う下水道整備を行い、普及率の向上に努めます。又、処理区域内の水洗化率は平成26年度末で78.4%となっていますが、引き続き、広報及びホームページにて啓発を行い、接続促進の強化を図ります。

【安心・安全な暮らしの確保】

・災害に強い町づくり

近年多発する局地的豪雨(ゲリラ豪雨)による浸水被害対策が急務となっています。浸水実績箇所については、随時整備を行いながら改善を図ってきましたが、今後は浸水シミュレーション等による浸水想定箇所の抽出を行い、計画的な浸水被害対策が必要と考えます。またソフト面の強化として内水ハザードマップを作成した上で、環境防災課と連携し、浸水情報及び避難方法等、町民に広く周知を図ると共に、防災意識の向上に努めます。

【安定した下水道事業経営】

・経営基盤の強化

(筑前町を取り巻く状況)

本町の総人口は、「2015年筑前町人口ビジョンの長期的展望」において、平成17年(2005年)をピークに減少傾向にある予測がなされています。又、国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口推計(平成25年3月推計値)においても減少が見込まれています。更には、節水機器の普及や町民の節水意識の向上により使用水量は減少し、料金収入の減収から下水道事業の経営や施設管理に係る人材の不足等持続的な下水道サービスの提供に影響が出る懸念がされています。又、「収支計画」で求められる「収支均衡の定義」に基づく実質収支は黒字となっていますが、適正な使用料徴収を以てなお不足する資本費については、一般会計からの繰入金に依存しており、起債償還のピーク(平成34年度)に至るまでは、増加傾向にある見込みです。

(今後の取り組み)

1)投資の平準化

未整備地区(農地等)を残し、管路整備は概成していますが、増加する維持管理費については、「下水道ストックマネジメント計画」及び「収支計画」の中で経営状況を明確にした上で、段階的に維持補修を行い、投資の平準化を図ります。加えて、安価で高品質な新技術の採用を検討しながら、将来的な改築更新時の経費削減に努めます。

2)安定した財源の確保

広報及びホームページにて啓発を行い、更なる普及率の向上を図ると共に、滞納処分強化による下水道施設使用料収納率の向上に努めます。

3)公営企業会計への移行

平成30年度より公営企業会計に移行し、経営状況を明確にした上で、弾力化に努め、職員の経営意識の向上を図りながら健全な下水道事業経営に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【未普及対策事業】

●汚水管渠工事

認可区域内未整備地区(農地等)の宅地化に伴い、申請に基づき随時下水道本管の整備を行います。

●公共汚水ます新設工事

実績に基づき本計画期間内において年間40件程度の公共汚水ますの新設を見込んでいます。

【浸水対策事業】

●雨水渠整備工事

平成26年度から継続して実施している依井地区の雨水渠整備について引き続き工事を行います。又、管理する雨水排水路(旧都市下水路等)について、水路浚渫工事及び維持補修工事に係る費用を見込んでいます。

【施設等維持管理】

●管渠(耐用年数:50年)

管渠については最も古いもので経過年数23年となっており、本計画期間中における大規模な更新工事等は発生しませんが、統計上の道路陥没が発生する供用開始から30年を経過したヒューム管の改築について、宝満川上流処理区は平成43年度から、三輪中央処理区は平成42年度から発生する見込みです。又、マンホール躯体及び蓋の経年劣化については、巡視・点検結果に基づき、緊急性の高い箇所から順次補修を行います。

●マンホール中継ポンプ(耐用年数:25年)

耐用年数から宝満川上流処理区は、平成38年度から、三輪中央処理区は平成37年度から改築が発生する見込みです。しかしながら、天候等不可抗力による電気系統の故障及び異物混入等に起因するポンプ部品の摩耗、破損等が発生しており、本計画期間内において、それらの修繕費を見込んでいます。

●処理場(耐用年数:土木構造物50年、機械電気設備25年)

三輪中央浄化センターは、供用開始から15年を経過しています。本計画期間中における大規模な改築は発生しませんが、適正かつ効率的に汚水処理を行うための関連機器類の修繕に係る費用を3,000千円/年、平成32年度からは、段階的にポンプ施設のオーバーホールを予定しており、8,000千円/年程度の支出を見込んでいます。

●流域下水道維持管理負担金

宝満川浄化センター維持管理に係る経費は、構成団体からの流入汚水量によって算出された金額となります。本町の平成27年度実績は約1,100千m³であり、本計画期間中150,000千円/年から160,000千円/年程度の負担金支出を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

●営業収益(下水道施設使用料)

認可区域内における未整備地区(農地等)を残し、管路整備は概成していることから、今後は大幅な水洗化人口の増加が見込めないことや、予測される人口減少、節水機器の普及に伴う使用水量の減少により下水道施設使用料の減収は避けられない状況となっています。引き続き、区域内の未接続者に対し広報及びホームページにて啓発を行い接続促進の強化を図ります。

●営業外収益(一般会計繰入金)

適正な使用料徴収を以てなお不足する施設の維持管理等に要する経費については、一般会計からの繰入金に依存しています。今後は、施設の老朽度や日常生活への影響範囲等を十分検証した上で、段階的に補修を行うことで繰入金の平準化を図ります。

【資本的収入】

●資本的収入(起債)

平成28年度までは雨水渠整備を行っており、45,000千円程度の借入を予定しています。平成29年度以降の起債借入額は、公共汚水ます設置に係る資本費及び流域下水道建設負担金等の費用が20,000千円程度で推移する見込みです。

●国(県)補助金(社交金)

平成26年度から防災・安全交付金事業において雨水渠整備を行っており、早期全面供用開始を目指し、今年度は約22,000千円の交付金を受け事業遂行する予定です。平成32年度以降の交付金については、長寿命化計画策定に係るものを計上しておりましたが、現在「下水道ストックマネジメント計画」策定中であり、公会計移行年度の平成30年度において建設改良費の減額見直しを行います。

●他会計補助金(一般会計繰入金)

下水道事業経費負担の基本原則、独立採算の考えに立ち、今後は縮小を図るべきと考えます。しかしながら、起債償還のピーク(平成34年度)を迎えるにあたり、既存の料金設定の中で安定した下水道サービスを提供し続けるためには、引き続き一般会計からの補填はやむを得ない状況となっており、本計画期間中、500,000千円/年程度を見込んでいます。又、今回の計画期間内では発生しませんが、平成40年度以降に実施する管渠の更新工事についても、現在策定中の「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、将来的な財政状況を勘案した計画を立てると共に、安価で高品質の新技術等を検討し、経費削減を行うことで繰入金の縮減に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【施設維持管理費用構成】

●動力費

三輪中央浄化センター及びマンホールポンプ稼働に係る電気料金になります。本計画期間内においては年間25,000千円から30,000千円程度で推移する見込みです。計画的に巡視・点検を行いながら適宜、修繕を行うことで、老朽化に伴う電力の浪費を防止します。又、適正な運転管理を行い節電に努めます。

●薬品費

三輪中央浄化センターにおいて汚水処理工程の中で添加、使用する各種薬品に係る費用になります。主なものは沈澱槽から排出した汚泥を固める凝集剤(エバグロース)や、処理水を放流する直前に添加する消毒剤(次亜塩素酸ソーダ)等です。本計画期間内における薬品費については、年間5,000千円程度を見込んでおり、特に事業所から排出される汚水に関しては、水質管理指導を徹底し、浄化センターにおける過度の薬品添加が発生しないよう努めます。

●修繕費

既設汚水管渠上及びマンホール周りの舗装部について、車両往来による段差が発生しており、通行に支障を来す上、これに起因する近隣住民からの騒音・振動苦情が年間を通し寄せられている状況です。車歩道いずれにしても事故等に繋がる可能性があり、早急に補修するための費用を年間10,000千円程度見込んでいます。舗装の下がり等は町内全域に点在しているため、計画的に緊急性の高い箇所から随時補修していきます。

●委託料

主なものは、浄化センター管理委託料、脱水汚泥運搬・処分料、管路等巡視・点検業務委託料になります。三輪中央浄化センターは、運転操作監視から水質試験に至るまで、施設管理に係るほとんどの業務を民間委託しています。引き続き、ノウハウを活用した業務委託により適正かつ効率的な汚水処理に努めます。又、脱水汚泥の運搬・処分については、産業廃棄物として適正に処分するための経費であり、業者選択及び提示見積りを十分精査した上で、執行します。管路巡視・点検については、エリアを分け、3年サイクルで区域内全域を回るよう計画しています。いずれも持続的に安定した下水道サービスを提供するための重要な業務であり、引き続き、業者と連携を図りながら管理に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
投資の平準化に関する事項	「下水道ストックマネジメント計画」を策定した上で、維持補修計画を作成し、段階的に整備を行うことで、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本計画期間内においては、該当ありません。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「収支計画」で求められる「収支均衡の定義」に基づく実質収支は黒字となっており、今回の計画期間内の改定は見込んでいません。将来的には近隣自治体の状況を見ながら、必要性、実施時期や改定内容を慎重に判断し、利用者に対して十分な説明と理解を得た上で、見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	本計画期間内においては、該当ありません。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本計画期間内においては、該当ありません。
職員給与費に関する事項	本計画期間内においては、該当ありません。
動力費に関する事項	巡視・点検を行いながら、適宜修繕を行うことで老朽化に伴う電力の浪費を防止します。又、適正な運転管理を行い、節電に努めます。
薬品費に関する事項	事業所から排出される汚水に関しては、水質管理指導を徹底し、浄化センターにおける過度の薬品添加が発生しないよう努めます。
修繕費に関する事項	緊急性の高い箇所から計画的に補修を行います。
委託費に関する事項	民間業者のノウハウを活用しながら、引き続き適正な施設管理に努めます。
その他の取組	本計画期間内においては、該当ありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略のモニタリングについては、「収支計画」と併せて毎年検証を行い、内容の変更等ある場合はホームページ上にて公表し、下水道施設利用者に周知を図ります。又、平成30年4月からの公営企業会計移行に伴う見直しを行い、新たな経営戦略としてホームページ上で公表します。以降5年毎に見直しを行った上で、実情により近い方針のもと、下水道の健全経営に努めます。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年													
		前々年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
収益的収入	1 総収入	857,798	851,041	885,161	910,946	924,834	934,181	940,613	948,396	953,970	958,448	962,408	962,348		
	(1) 営業収入	403,827	399,536	414,372	415,308	422,438	429,417	436,010	441,921	447,447	452,487	456,990	460,972		
	イ 受託工事収入	400,670	397,803	413,186	414,200	421,330	428,309	434,902	440,813	446,339	451,379	455,882	459,864		
	ウ その他	3,157	1,733	1,186	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108		
	(2) 営業外収入	453,971	451,505	470,789	495,638	502,396	504,764	504,603	506,475	506,523	505,961	505,418	501,376		
	ア 他会計繰入金	452,867	451,015	470,616	495,338	502,096	504,464	504,303	506,175	506,223	505,661	505,118	501,076		
	イ その他	1,104	490	173	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
収益的支出	2 総費用	593,359	598,874	583,854	572,101	569,776	559,938	556,917	553,818	541,543	531,051	523,132	507,439		
	(1) 営業費用	349,967	364,036	358,302	356,676	365,060	366,268	374,565	382,957	382,450	383,884	388,130	384,785		
	ア 職員給与	26,326	24,645	20,457	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,738		
	イ 退職手当														
	エ その他	323,641	339,391	337,845	332,893	341,277	342,485	350,782	359,174	358,667	360,101	364,347	361,047		
	(2) 営業外費用	243,392	234,838	225,552	215,425	204,716	193,670	182,352	170,861	159,093	147,167	135,002	122,654		
	ア 支払利息	243,392	234,838	225,552	215,425	204,716	193,670	182,352	170,861	159,093	147,167	135,002	122,654		
イ その他		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
3 収支差引	(A)-(D)	264,439	252,167	301,307	338,845	355,058	374,243	383,696	394,578	412,427	427,397	439,276	454,909		
資本的収入	1 資本的収入	330,022	403,116	375,475	263,442	260,753	255,671	277,914	277,267	289,341	264,537	263,616	257,824		
	(1) 地方債	62,500	85,000	58,300	19,600	19,600	19,600	28,600	26,600	34,600	24,600	24,600	24,600		
	うち資本費平準化債														
	(2) 他会計補助金	178,456	263,741	269,630	232,822	230,644	225,971	230,550	234,173	230,462	225,830	225,047	219,806		
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金	38,460	29,130	32,360				9,000	7,000	15,000	5,000	5,000	5,000		
	(5) 国(都道府県)補助金	50,606	25,245	15,185	11,020	10,509	10,100	9,764	9,494	9,279	9,107	8,969	8,418		
(6) 工事負担金															
(7) その他															
2 資本的支出	(G)	594,131	655,168	676,609	601,987	615,511	629,614	661,310	671,545	701,468	691,634	702,592	712,433		
(1) 建設費	130,204	144,973	145,531	49,793	49,793	49,793	49,793	67,793	63,793	79,793	59,793	59,793	59,793		
うち職員給与	11,367	11,807	11,795	11,807	11,807	11,807	11,807	11,807	11,807	11,807	11,807	11,807	11,807		
(2) 地方債還入金	463,927	506,195	527,438	548,194	561,718	575,821	589,517	603,752	617,675	627,841	638,799	648,640			
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計繰出金															
(5) その他		4,000	3,640	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
3 収支差引	(F)-(G)	△ 264,109	△ 252,052	△ 301,134	△ 338,545	△ 354,758	△ 373,943	△ 383,396	△ 394,278	△ 412,127	△ 427,097	△ 438,976	△ 454,609		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	330	115	173	300	300	300	300	300	300	300	300	300
積立金	(K)	1,104	490	173	300	300	300	300	300	300	300	300	300
前年度からの繰越金	(L)	2,150	1,375	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,376	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	字(P)	1,376	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(N)-(O)	字(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	81	77	80	81	82	82	82	82	82	82	83	83
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	403,827	399,536	414,372	415,308	422,438	429,417	436,010	441,921	447,447	452,487	456,990	460,972
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{((R))/(S)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{((T))/(V)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	11,967,969	11,546,774	11,077,636	10,549,042	10,066,924	9,450,703	8,889,786	8,312,634	7,729,559	7,126,318	6,512,119	5,888,079
○他会計繰入金													

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		452,867	451,015	470,616	495,338	502,096	504,464	504,303	506,175	506,223	505,661	505,118	501,076
うち基準内繰入金		452,227	450,375	469,916	494,673	501,431	503,799	503,638	505,510	505,558	504,996	504,453	500,411
うち基準外繰入金		640	640	700	665	665	665	665	665	665	665	665	665
資本的収支分		178,456	263,741	269,630	232,822	230,644	225,971	230,550	234,173	230,462	225,830	225,047	219,806
うち基準内繰入金		39,283	39,283	40,798	41,570	42,465	43,340	44,147	44,969	45,808	45,993	46,835	46,835
うち基準外繰入金		139,173	224,458	228,832	191,252	188,179	182,631	186,403	189,204	184,654	179,837	178,212	172,971
合計		631,323	714,756	740,246	728,160	732,740	730,435	734,853	740,348	736,685	731,491	730,165	720,882

経営比較分析表

福岡県 筑前町

業務名	業種名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	Cc3
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)
-	該当数値なし	89.78
		有収率 (%)
		94.16
		1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
		3,780

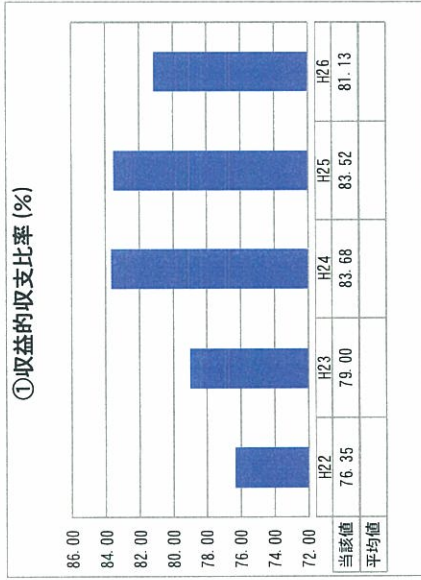
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
29,648	67.10	441.85
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
26,578	7.74	3,433.85

グラフ凡例

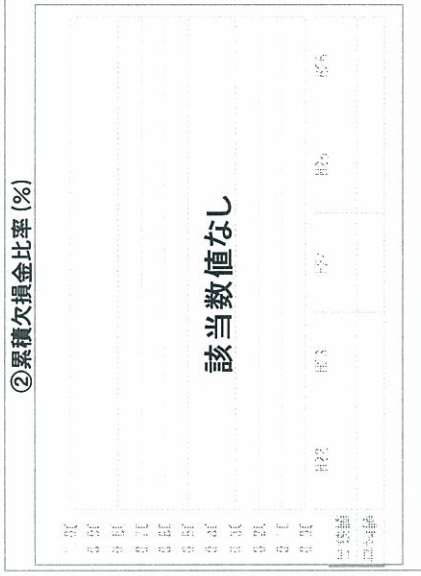
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



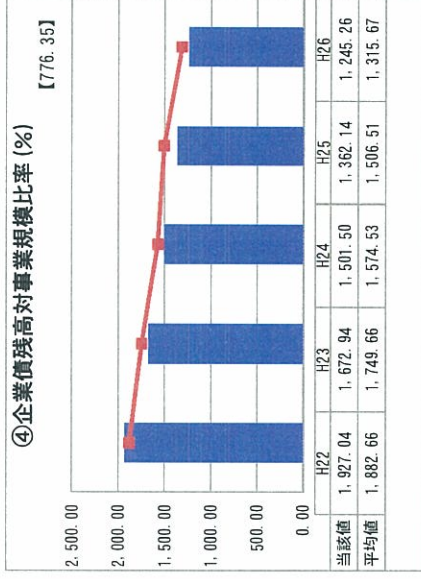
「単年度の収支」



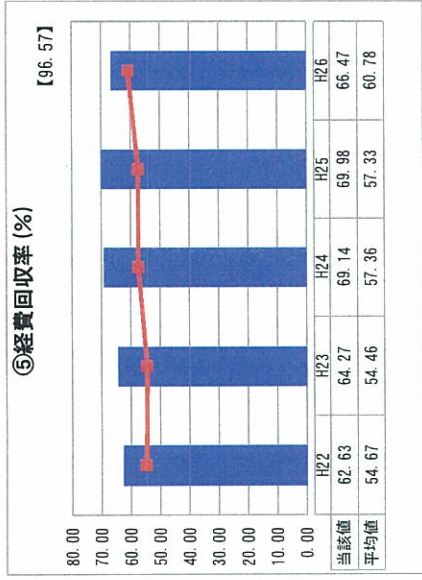
「累積欠損」



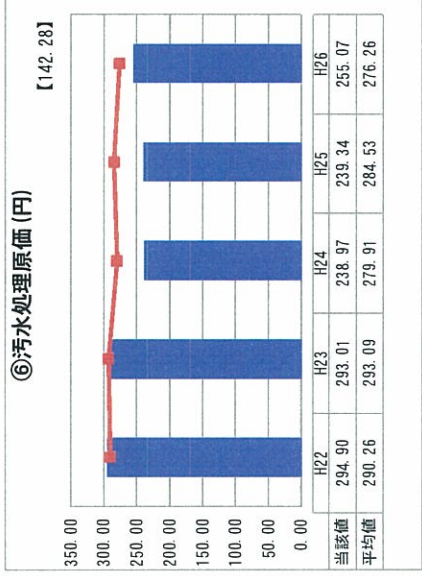
「支払能力」



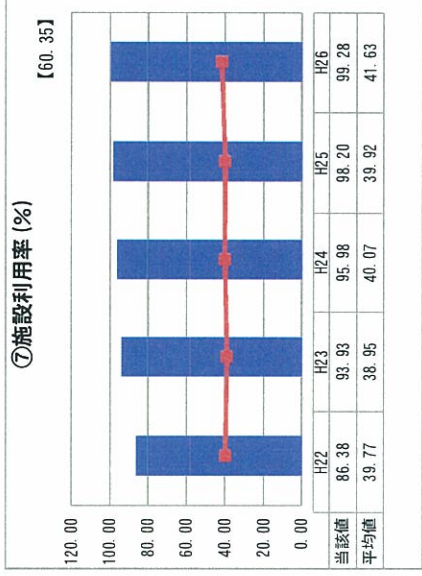
「債務残高」



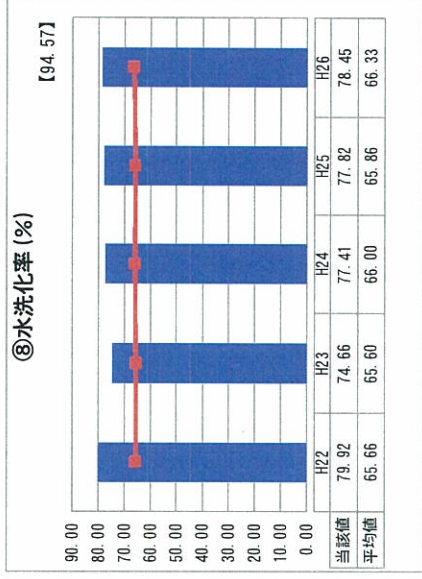
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

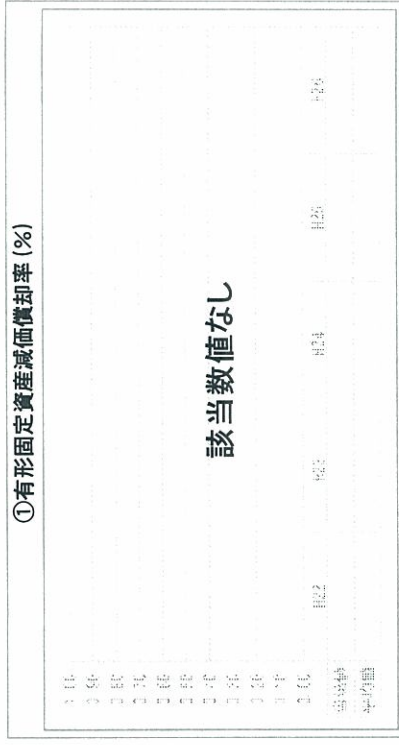


「施設の効率性」

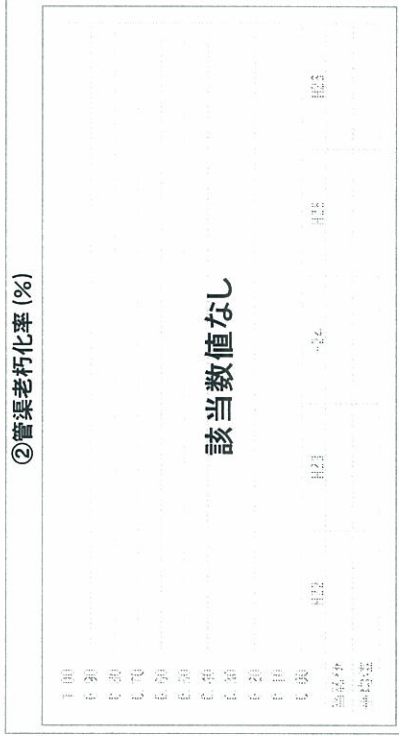


「使用料対象の捕捉」

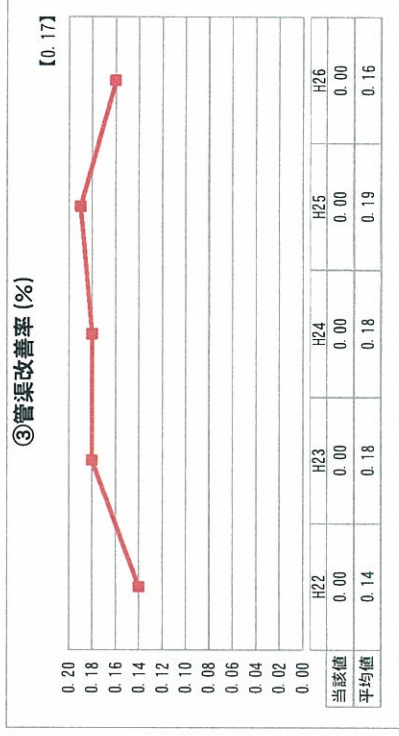
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

類似団体と比較すると、経費回収率や水洗化率は平均を上回っており、処理水原価も低いことから「経営の健全性・効率性」が図られていると言える。

これらの要因は、平成25年に管渠整備が完了したために水洗化人口が増加していることや人件費削減、使用料徴収率の向上等が考えられる。

しかしながら、今後10年間は企業債償還金が増加する見込みである。公営企業については、独立採算が原則であるが、「経営の健全性・効率性」を図ることもできないため繰入金に頼らざるを得ない。

今後は、維持管理費の見直しによる経費節減、滞納処分強化や接続推進による収入増加に努めることが必要である。

2. 老朽化の状況について

本町は平成12年度から供用開始を行っているため、耐用年数を経過した管渠はなく、巡視点検により腐食した箇所を改修している状況である。

全体総括

施設整備が完了したことから、今後は維持管理や更新を中心として事業を実施していく必要があり、計画的かつ効率的な経営とともに議会や住民に対する説明責任が重要となってくる。

平成29年度から公営企業会計へ移行する予定であることから、資産や負債、損益が明確になってくる。移行後は、収支計画の見直しを行い、経営の健全化を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出されていますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。